

平成22年12月14日
年金局事業管理課

「3号期間として管理されている不整合期間」 の取り扱いについて

平成21年12月に実施された旧社会保険庁職員アンケートにより、実際には1号被保険者にもかかわらず、3号被保険者として管理されている記録（以下「不整合記録」という。）が存在しているという事案が判明。

〈ケース1〉

2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

	(転職)	
夫	サラリーマン (2号)	自営業者 (1号)

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)	自営業者 (1号)
---	--------------------	-----------

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ?

妻	サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)	
---	--------------------	--

〈ケース2〉

3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

夫	サラリーマン (2号)
---	-------------

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)	パートで働き年間130万円以上の収入 (1号)
---	--------------------	-------------------------

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ?

妻	サラリーマンの被扶養配偶者 (3号)	
---	--------------------	--

不整合記録への対応策について

平成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において、不整合記録についての対応策が取りまとめられた。

職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）

～抜粋～

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

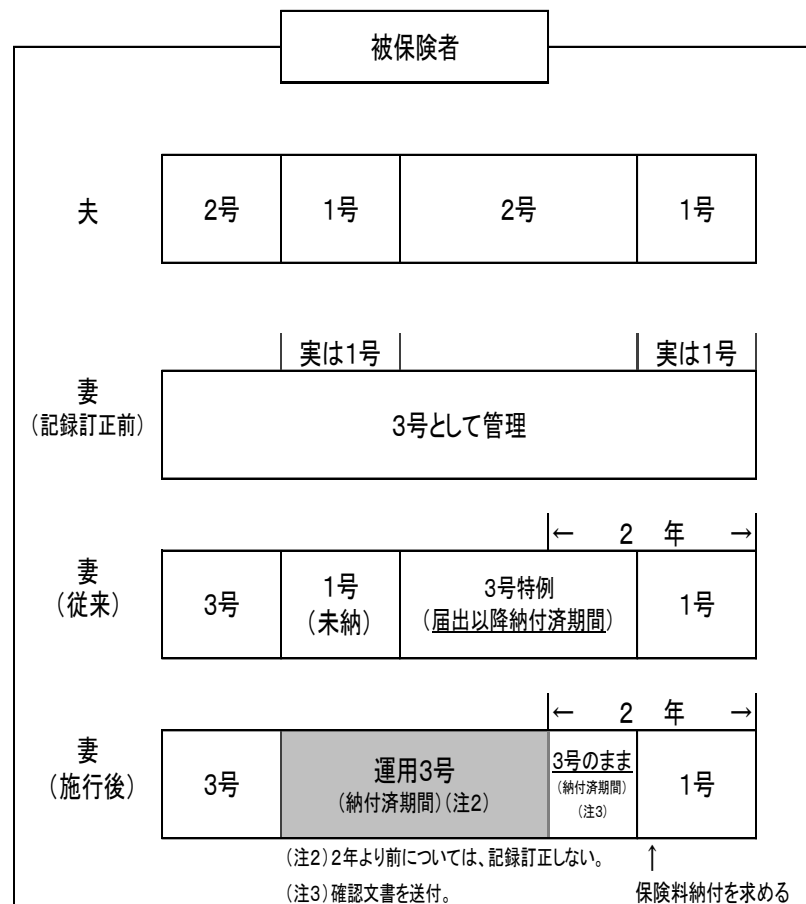
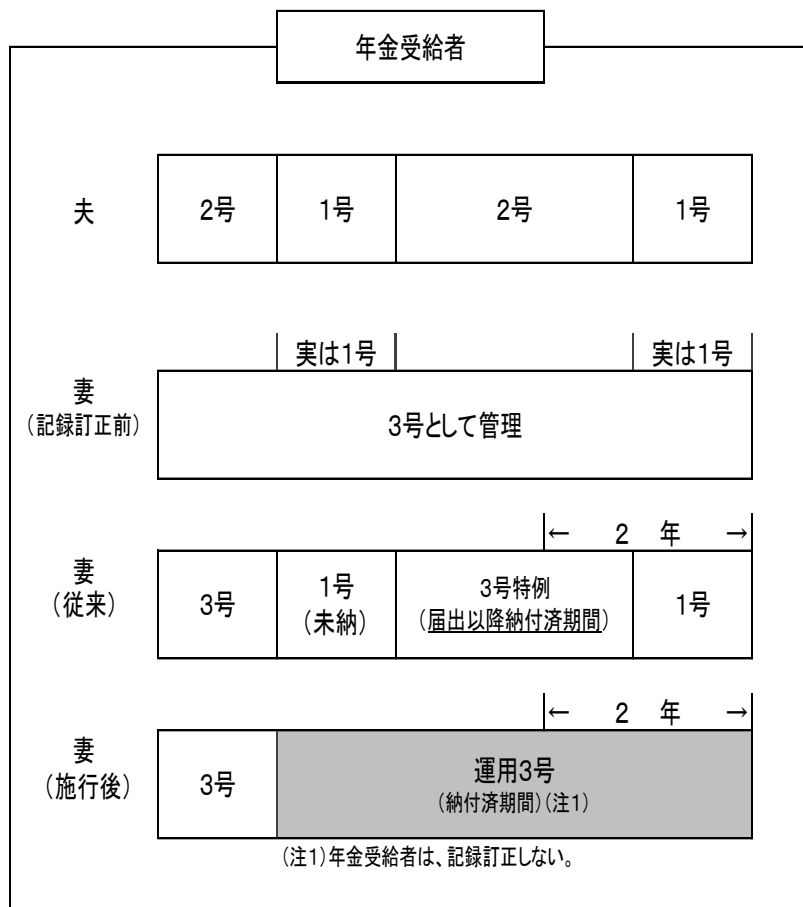
2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

運用による3号について

年金記録回復委員会において、取りまとめられた対応策に基づき、運用により3号を適用した期間を「**運用3号**」期間とし、納付済期間として取り扱うこととする。

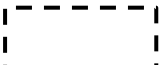


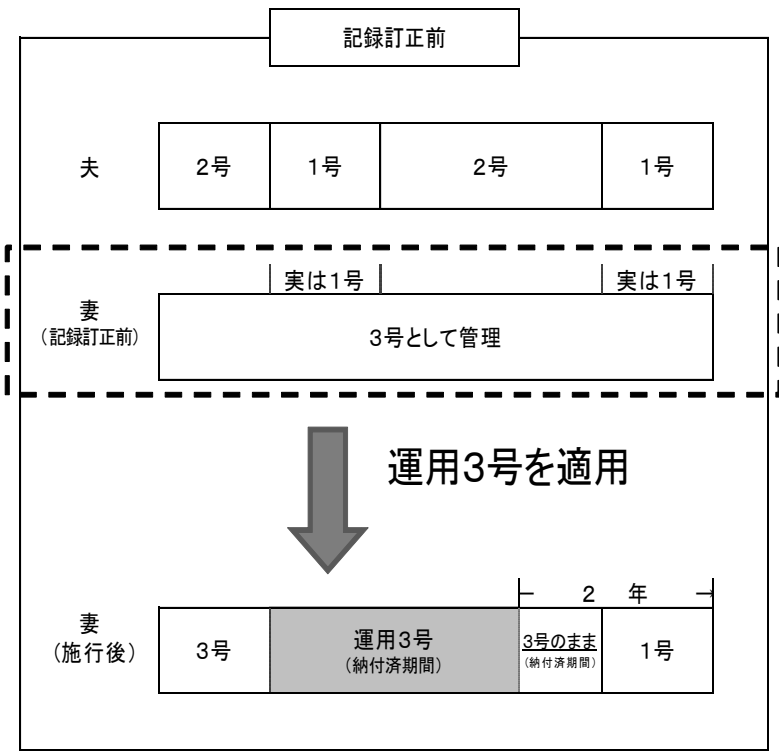
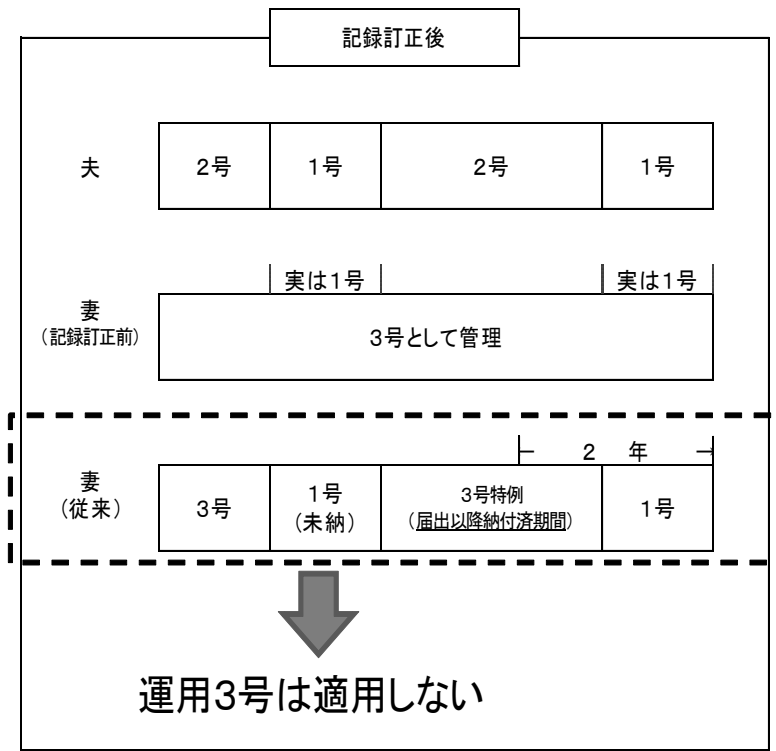
運用3号の適用について

運用3号に係る取扱いについては、年金局から日本年金機構に対し通知する予定としており、通知が行われた後（施行後）に不整合記録が判明した場合に適用することとする。

したがって、通知前（施行前）に既に記録が正しく訂正されている場合は適用しない。

→ 記録訂正は本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号期間に戻すことはしない。

→ 下記図  の状況により、適用するか否かが決定される。



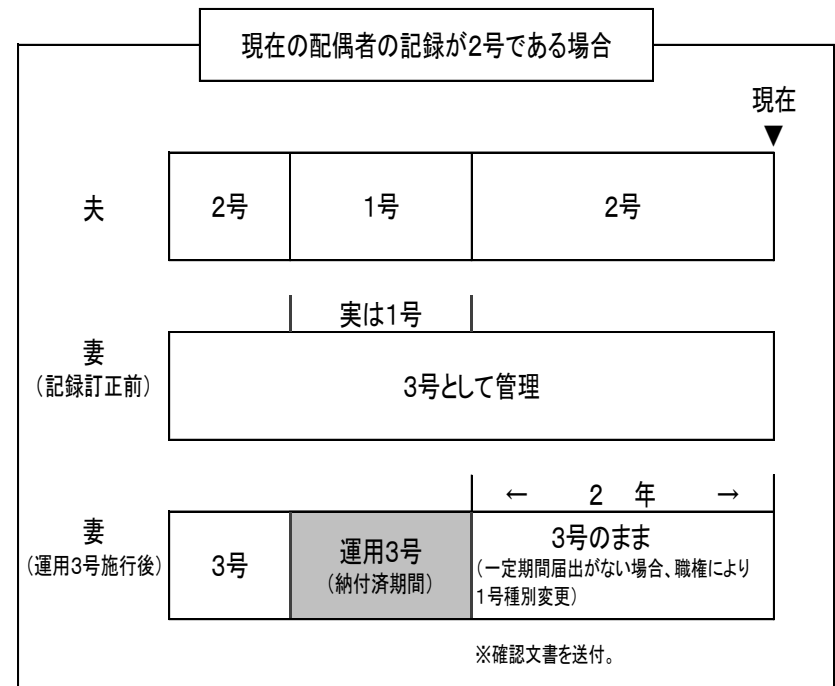
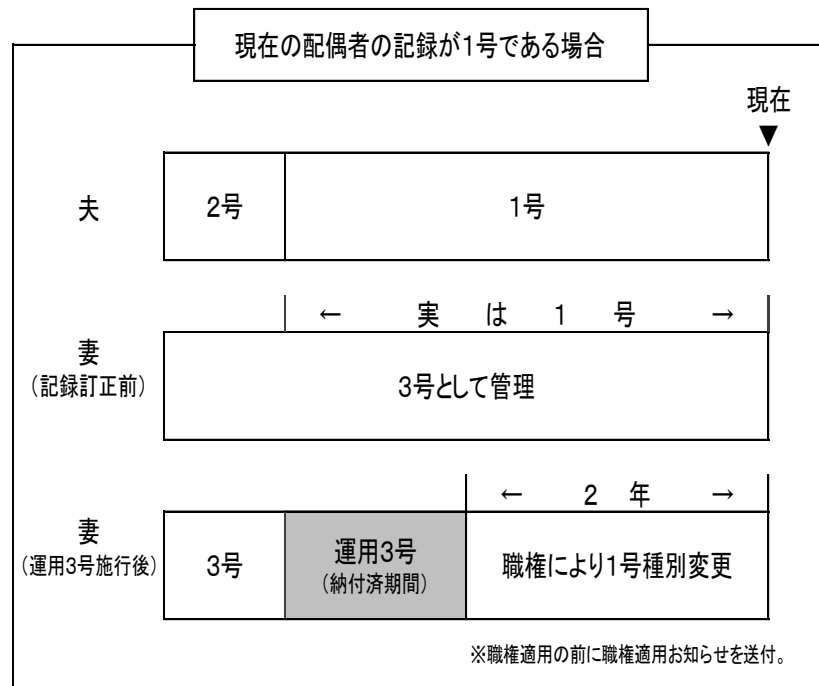
直近2年間の対応について

現在の配偶者（例：夫）の記録が1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、職権適用のお知らせを送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

現在の配偶者（例：夫）の記録が2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、3号のままで正しいのか確認文書を送付（2回）し、一定期間、届出がない場合は、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。



運用3号の効力について

運用3号の取扱いに係る通知（年金局→機構）の効力を有する期間（範囲）については、以下のとおりとする。

効力を発する日（始点）	施行日（平成23年1月1日）
有効期間	昭和61年4月～
将来の取扱い	<p>運用3号期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱う。</p> <p>なお、今後はこのような不整合記録が生じないようにするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら運用3号の取扱いの見直しを行う。</p>

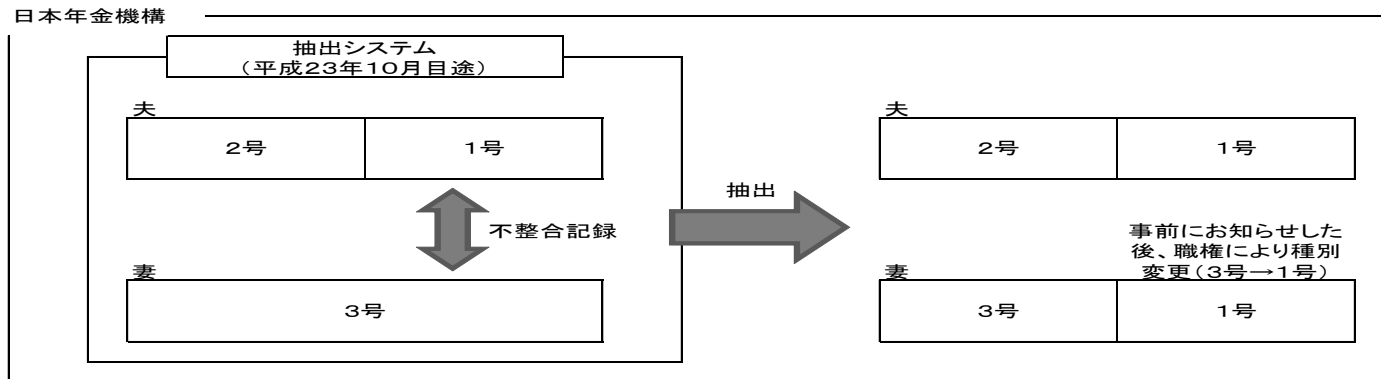
※ 上記有効期間において、不整合記録が判明した場合は、運用3号を適用する。
（記録訂正されていないことが条件）

事務スキームについて part1

不整合記録を解消するために、以下の取り組みを実施していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

→ 不整合対象者を抽出するためのシステム（以下「抽出システム」という。）を構築し、これにより抽出された不整合記録を職権により種別変更（3号→1号）する。



②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

→ 協会けんぽ及び共済組合については、被扶養者情報を活用した種別変更の勧奨及び職権適用を実施しており、今後も継続していく。併せて、健康保険組合についても、同様の対応を実施できるよう、引き続き調整を進める。

事務スキームについて part2

以下の段階を踏んで不整合記録を解消していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

〈第1段階〉（取扱通知発出日）

→ 年金相談等で、不整合対象者であることが判明した場合は、直近2年間を除いて運用3号を適用し、その旨、事蹟管理システムにおいて管理する。

〈第2段階〉（平成23年10月から実施予定）

→ 抽出システムにより不整合対象者を抽出した後、職権で種別変更する旨のお知らせを事前を送付し、その後、直近2年間について、3号から1号へ種別変更する。
→ これに伴い、直近2年より前の期間は運用3号を適用することとなり、その旨事蹟管理システムにおいて管理する。

②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

〈第3段階〉

→ 健康保険組合より被扶養者の情報提供を受け、種別変更（3号→1号）の勸奨状を送付する。
→ 併せて、この時点における不整合対象者を、再度、抽出システムにより抽出し、職権で種別変更する。



〈第3段階〉まで行った上で、一定期間後に今回の措置の効果を検証し、措置の継続の必要性等について検討する。

年金局 → 機構

(案 1)

年管企発 第 号
年管管発 第 号
平成 22 年 月 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年 3 月 29 日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3 号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不明確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第 3 号被保険者期間としての年金記録を実際には第 1 号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成 23 年 1 月 1 日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第 3 号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるため、所要の準備を進められたい。併せて、第 1 号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとする。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めること。

遅延加算金請求勧奨ダイレクトメールについて

平成22年12月14日
日本年金機構

1. 趣旨

平成21年5月1日前に時効特例給付をお支払いした方については、ご本人様の請求に基づき遅延加算金をお支払いすることとなっているが、請求漏れを防ぐ観点から、一定の条件を満たす方について請求を勧奨するもの。

2. 送付対象者

時効特例給付が支払済であり、遅延加算金の支払いがない方（平成21年5月1日以降に時効特例給付の支給を受けた「経過措置対象者」を除く）のうち、遅延加算金の仮計算結果が1,000円以上の方。

3. 送付時期と対象者数

送付時期及び対象者数は以下のとおり。

送付日 : 平成22年11月25日
対象者数 : 232,818件

4. 1,000円未満者への周知

遅延加算金が1,000円未満となる者への周知については、全受給者あて送付する年一回の振込通知書（6月送付）に周知文を掲載する予定。